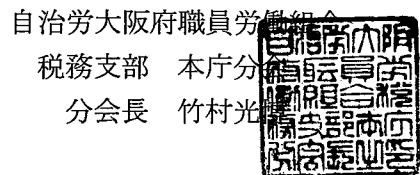


令和2年8月18日

大阪府財務部税務局長
市橋 康伸 様



令和3年度予算編成等に向けた職場環境整備等の要求について

標記について、下記のとおり要求します。

記

- 1 従来からの労使慣行を順守すること
- 2 税務手当について、給料の調整額に移行すること
- 3 職員の健康管理体制及び職場環境のより一層の充実を図ること
- 4 冷暖房の運転・換気について、年間を通じて執務室全体を適温に保つこと
- 5 庁舎・施設の震災・災害時の耐震性の確保及び執務室内の安全対策の充実を図ること
- 6 更衣室・給湯室・便所については、備品・器具・消耗品等の更新・補充を含め、点検・整備を行うこと
- 7 庁用自動車について、必要に応じて配置・更新し運行に支障のないよう点検・整備を行うこと
- 8 既存のOA用椅子について点検を行い、経年により高さ調節機能が劣化するなど破損した椅子は新しいOA用椅子に交換すること
- 9 職員の新型コロナウィルス感染症対策の充実を図ること
 - (1)「身体的距離の確保」を考慮した職員配席に努めること
特に正対面となっている座席については、飛沫感染防止対策を検討すること
 - (2)執務室内の換気を徹底すること
 - (3)必要な物資（マスク・消毒液等）を確保すること
 - (4)感染症対策・セキュリティ確保のため来庁者に対する入室（庁）手続方法を検討すること

以上